

3割 負担

* 利用者負担段階について

段階	対 象 者
第1段階	・市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入等が年間80万円以下の方
第3段階	・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階該当者以外の方
第4段階	・上記以外の方

●第4段階

(日数:30日)

	利用料	食費	居住費	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅱ	日常生活継続支援Ⅱ	合計
要介護1	¥67,230	¥48,000	¥66,000	¥360	¥720	¥1,620	¥4,140	¥188,070
要介護2	¥73,170	¥48,000	¥66,000	¥360	¥720	¥1,620	¥4,140	¥194,010
要介護3	¥79,650	¥48,000	¥66,000	¥360	¥720	¥1,620	¥4,140	¥200,490
要介護4	¥85,500	¥48,000	¥66,000	¥360	¥720	¥1,620	¥4,140	¥206,340
要介護5	¥91,350	¥48,000	¥66,000	¥360	¥720	¥1,620	¥4,140	¥212,190

- * 初期加算・・・新規入所または入院(1ヶ月以上)後につき加算(30日を限度)1日30単位(90円)加算
- * 外泊時加算・・・1ヶ月に6日を限度として加算されます 1日246単位(738円)加算
※なお加算期間中及び外泊中・入院中については、居住費も御負担いただきます
7日目からの居住費1日2006円御負担となります
- * 療養食加算(該当者のみ)・・・1食6単位(18円)加算 (3食54円)
- * サービス提供体制強化加算Ⅱ1日18単位(54円)または日常生活継続支援加算Ⅱ1日46単位(138円)が算定されます
- * 看取り介護加算
死亡日45日前から31日前 …… 1日 72単位(216円)加算
死亡日前4日以上30日以下 …… 1日 144単位(432円)加算
死亡日の前日及び前々日 …… 1日 680単位(2040円)加算
死亡日 …… 1日1280単位(3840円)加算
- * 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・所定単位数に8.3%を乗じた単位数
- * 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・所定単位数に2.7%を乗じた単位数
- * 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として
令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せします
- * 地域区分加算・・・10.14円
- * その他、保険対象外のサービスについては全額自己負担となります。

(1日あたり)

	負担限度額			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費				¥1,600
居住費				¥2,200